

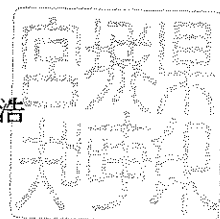
公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

令和7年7月15日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
石巻蛇田複合商業施設
石巻市蛇田字金津町10番2 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ナラティブ 代表取締役 粕川 洋介
仙台市青葉区花京院二丁目1番5号
株式会社金港堂 代表取締役 藤原 直
仙台市青葉区福沢町9番13号
- 3 変更しようとする事項
別紙のとおり
- 4 変更の年月日
令和8年3月1日
- 5 届出年月日
令和7年6月30日
- 6 縦覧場所
宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター、石巻地方県政情報コーナー及び石巻市役所
- 7 縦覧期間
令和7年7月15日から令和7年11月17日まで（ただし、閉庁日を除く。）
- 8 意見書提出先
仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県経済商工観光部商工金融課

9 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」
(経済産業省告示第16号) 及び意見書様式を参考のこと。

(別紙)

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前	4, 0 3 7. 5 2 m ²
変更後	4, 5 9 3. 4 9 m ²

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

【変更前】

小売業者		住 所
氏名 (名称)	代表者 (法人の場合)	
株式会社湯目百貨店	代表取締役 湯目研一郎	仙台市青葉区本町二丁目7番3号

【変更後】

棟	小売業者		住 所
	氏名 (名称)	代表者 (法人の場合)	
A棟	未定		
A棟	未定		
B棟	株式会社エコプラス	代表取締役 今井 茂	宮城県名取市上余田 字千刈田 308 番地
B棟	株式会社シーガル	代表取締役 日野義憲	宮城県仙台市太白区 長町一丁目4番2号

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場の位置及び収容台数

【変更前】

位 置	収容台数
敷地内駐車場	6 2 台

【変更後】

位 置	収容台数
敷地内駐車場	1 4 3 台

② 駐輪場の位置および収容台数

【変更前】

位 置	収容台数
駐輪場 (自動二輪車含む)	1 6 台

【変更後】

位 置	収容台数
駐輪場①～③ (自動二輪車含む)	3 1 台

③ 荷さばき施設の位置及び面積

【変更前】

位 置	面 積
荷さばき施設	67.50 m ²

【変更後】

位 置	面 積
荷さばき施設①～②	81.95 m ²

④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

【変更前】

位 置	容 量
廃棄物保施設	16.87 m ³

【変更後】

位 置	容 量
廃棄物保施設①～②	23.62 m ³

(4) 大規模小売店舗の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

【変更前】

小売店舗	開店時刻	閉店時刻
株式会社湯目百貨店	午前10時00分	午後8時00分

【変更後】

小売店舗	開店時刻	閉店時刻
未定	24時間	
未定	24時間	
株式会社エコプラス	午前10時00分	午後10時00分
株式会社シーガル	午前10時00分	午後10時00分

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

【変更前】

位 置	駐車可能時間帯
駐車場	午前9時30分～午後8時30分

【変更後】

位 置	駐車可能時間帯
駐車場	24時間

③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

【変更前】

出入口の位置	出入口の数
出入口 1 ～ 2	2 箇所

【変更後】

出入口の位置	出入口の数
出入口 1 ～ 5	5 箇所

④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

【変更前】

位 置	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設①	午前 6 時 0 0 分 ～ 午後 1 0 時 0 0 分

【変更前】

位 置	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設①～②	午前 6 時 0 0 分 ～ 午後 1 0 時 0 0 分